



島根県報

令和5年3月31日（金）

号外第46号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規則】

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則	（ ” ）	3
地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則	（ ” ）	3

【訓令】

職員の任免発令式の一部改正	（ ” ）	3
島根県職員被服等貸与規程の一部改正	（ ” ）	5

公布された条例等のあらまし

◇職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第35号）

1 規則の概要

- (1) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う引用条項の整理（第2条関係）
- (2) 企画員及びサブリーダーの職を廃止することとした。（別表関係）
- (3) 主査の職を新たに設けることとした。（別表関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則（規則第36号）

1 規則の概要

主要な職員について、企業局の本局においては上席調整監を加え、企業局の事業所においては部長を副所長に改め、病院局の本局においては病院事業管理者補佐を、病院局の病院においては参与を加えることとした。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則（規則第37号）

1 規則の概要

知事が定める職について、企業局の本局においては上席調整監を加え、グループリーダーを課長補佐（室又はスタッフに属する職員を除く。）に、企業局の事業所においては部長を副所長に改め、病院局の本局においては病院事業管理者補佐及び課長代理を加え、企画幹を課長補佐に改め、病院局の病院においては参与を加えることとした。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第35号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

	「主 別表中 企 画 員 を「主 サブリーダー」	幹 を「主 幹」に、 ※ 主	「主 任 を主 任」 ※ 主	「主 任 を主 任」 ※ 主	査 任 に改 任」
--	--------------------------------	-------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------

める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第36号

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則（昭和35年島根県規則第96号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「室長」の次に「、上席調整監」を加え、本則第2号中「部長」を「副所長」に改め、本則第3号中「次長」の次に「、病院事業管理者補佐」を加え、本則第4号中「病院長」の次に「、参与」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第37号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和55年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「室長」の次に「、上席調整監」を加え、「グループリーダー」を「課長補佐（室又はスタッフに属する職員を除く。）」に改め、本則第2号中「部長」を「副所長」に改め、本則第3号中「次長」の次に「、病院事業管理者補佐」を加え、「及び企画幹」を「、課長代理及び課長補佐」に改め、本則第4号中「病院長」の次に「、参与」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

訓

令

島根県訓令第4号

本 庁
地方機関

職員の任免発令式（昭和32年島根県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

第3項ただし書中「又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を削る。

別表第1のIの1の(1)中「〇〇グループリーダー」を「課長補佐」に改め、同表のIの2の(1)中「〇〇グループリーダー」を「課長補佐」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された」に、「に補する」を「、「に補する」に改め、「し、再任用職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は

第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)については「、」に改め、同表のIの3中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 管理監督職勤務上限年齢に達したことにより降任させる場合

島根県職員 氏 名

地方公務員法第28条の2第1項本文の規定により降任する

〇〇に補する

〇〇職〇級とする

〇号給を給する

〇〇部〇〇課(〇〇〇)勤務を命ずる

(注) 勤務所に異動のないときは、省略する。

別表第1のIの4及び6中「〇〇グループリーダー」を「課長補佐」に改め、同表のIの7中「再任用」を「定年前再任用」に改め、同表のIの14の(5)中「のア」を削り、同表のI中14の6を14の7とし、14の5を14の6とし、同表のIの14の4の(1)中「〇〇グループリーダー」を「課長補佐」に改め、同表のI中14の4を14の5とし、同表のIの14の3の(1)中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務職員として任用」に、「〇〇グループリーダー」を「課長補佐」に改め、同表のIの14の3の(2)及び(3)を削り、同表のIの14の3の(4)中「再任用」を「定年前再任用」に改め、同表のIの14の3中(4)を(2)とし、同表のIの14の3中「14の3 再任用」を「14の4 定年前再任用」に改め、同表のIの14の2の次に次のように加える。

14の3 異動期間延長

- (1) 異動期間を延長する場合

島根県職員 氏 名

地方公務員法第28条の5第〇項の規定により 年 月 日まで異動期間を延長する

- (2) 異動期間の期限を繰り上げる場合

島根県職員 氏 名

異動期間の期限を 年 月 日に繰り上げる

- (3) 異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

島根県職員 氏 名

異動期間を延長されていない職員となった

同表のIの19の(5)中「再任用の任期の満了による」を「定年前再任用短時間勤務の任期の満了による」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年島根県条例第30号)附則第6項、第7項又は第11項から第16項までの規定により採用された職員をいう。以下この項において同じ。)の任免発令の様式については、次のとおりとする。

- (1) 暫定再任用する場合

ア 役付職員の場合

氏 名

島根県職員に任命する

〇〇部〇〇課長(〇〇〇長)に補する

(〇〇部〇〇課課長補佐(〇〇〇 〇〇課長)に補する)

〇〇職〇級とする

任期は 年 月 日までとする

(注) 暫定再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるものをいう。)については「に補する」とあるのは「(週〇〇時間勤務)に補する」とする。以下同じ。

イ 一般職員の場合

氏 名

島根県職員に任命する

〇〇に補する

〇〇職〇級とする

〇〇部〇〇課(〇〇〇)勤務を命ずる

任期は 年 月 日までとする

(2) 任期を更新する場合

島根県職員 氏 名

暫定再任用の任期を 年 月 日まで更新する

(3) 暫定再任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間を変更する場合

島根県職員 氏 名

1週間当たりの通常の勤務時間を〇〇時間に変更する

(4) 任期の満了により退職する場合

島根県職員 氏 名

暫定再任用の任期の満了により退職した

島根県訓令第5号

本 庁
地 方 機 関
県 議 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
島根海区漁業調整委員会事務局
隠岐海区漁業調整委員会事務局

島根県職員被服等貸与規程(昭和46年島根県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸山達也

別表の1の表13の項中「農畜産課家畜病性鑑定室」を「畜産課家畜病性鑑定室」に改め、同表25の項対象職員の欄を次のように改める。

産業技術センターの木質材料科、有機材料科、無機材料・化学科、生物応用科、金属技術科、生産技術科、機械技術科、電子・電気技術科若しくは情報技術・デザイン科又は浜田技術センターの無機材料・資源科、
--

食品技術科若しくは有機材料・
化学科に勤務し、試験研究業務
に従事する職員

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。